

Ⅲ 計画の内容

ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

1 基本目標

家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる… そんな社会をめざします。

2 基本理念

県は、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行していきます。

1 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

2 あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること

3 ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

4 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

3 重点目標と施策の基本方向

長時間労働などにより、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題を踏まえるとともに、女性活躍推進法、国の「第4次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標 ① あらゆる分野における男女共同参画

重点目標 ② 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標 ③ 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

重点目標 ④ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標 ⑤ 推進体制の整備・強化